

中小企業信用保険法第2条第5項第5号イの認定事務取扱要領

1 認定基準について

- ① 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経済産業大臣の指定を受けた業種（以下、「指定業種」（注1）という。）に属する事業（以下、「指定事業」という。）を行う札幌市内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」又は「事業実態のある事業所が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。）で、最近3か月間の売上高又は販売数量（注2）（建設業の場合は、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること（注3）。
- ② 指定事業と非指定事業を行う札幌市内の中小企業者（法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」又は「事業実態のある事業所が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。）で、最近3か月における指定事業の売上高又は販売数量（注2）（建設業は、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が、中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること（注4）。

注1：「指定業種」は、経済産業省告示「中小企業信用保険法第2条第5項第5号の特定業種指定について」によるものとし、業種は細分類での認定となります。業種の定義については「日本標準産業分類」をご参考ください。

注2：販売数量は、単価が同一である単一製品を取扱う中小企業者のみが利用できます。

注3：業歴1年3か月未満かつ指定事業のみを行う事業者につきましては、「最近1か月の売上高等が、その直前3か月間の平均売上高等に比して、5%以上減少していること」を満たす場合、認定の対象となります。

注4：業歴1年3か月未満かつ指定事業と非指定事業を行っている事業者につきましては、「最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ企業全体と指定業種それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること」を満たす場合、認定の対象となります。

2 認定申請手続について

- (1) 別表にて、認定要件①又は②のうちどちらの認定要件に基づいて申請を行うかをご確認ください。認定要件により認定申請書の様式（イー①～④）及び必要書類が異なります。
- (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書、売上高等に関する資料に必要な事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

なお、申請受付時間は9：00～12：00、13：00～16：30です。

共通書類	・ 最近3か月間の各月の売上高等、並びに当該3か月に対応する前年同期の売上高等が確認できる資料（試算表、売上台帳、法人概況説明書など） ・ 委任状 ※金融機関等が代理で申請する場合 ・ 申請書に記載した業種を営んでいることが確認できる資料（謄本、税務申告書、許認可証、会社案内、製品パンフレット、ホームページなど）
法人の場合	・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し
個人の場合	・ 確定申告書（直近1期分）※事業所の所在地及び業種名が確認できるもの

- (3) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。
- (4) 認定書の発行日から30日以内に、信用保証協会に申込をする必要がございます。

【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター
所在地：札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階
電話：011-200-5511

【制度の運用】

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課金融・経営支援担当係
所在地：札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎15階